

北上市告示甲第59号

北上市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第35号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年10月1日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(研修)</p> <p>第6 施行規則第36条の35第2号ロの市長が指定する研修は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）5(3)イ(イ)に定める一時預かり事業又は地域型保育の専門研修</p> <p>(2) 家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修（平成32年3月31日までの間に修了するものに限る。）</p> <p>別表（第8関係）</p>	<p>(研修)</p> <p>第6 施行規則第36条の35第2号ロの市長が指定する研修は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 子育て支援員研修事業実施要綱（<u>子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成環第111号こども家庭庁成育局長・こ支家第189号こども家庭庁支援局長通知）に定めるものをいう。</u>）5(3)イ(イ)に規定する一時預かり事業又は地域型保育の専門研修</p> <p>(2) 家庭的保育事業ガイドライン（家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるものをいう。）別添1の1に規定する基礎研修と同等の研修（<u>令和7年3月31日</u>までの間に修了するものに限る。）</p> <p>別表（第8関係）</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

備考 1～4 [略]

5 就労支援型施設加算分は、次の各号のいずれにも該当する場合に加算する。

ただし、第3号の幼稚園型一時預かり事業の事務を専任する職員の配置月数（1月に満たない端数は切り上げる。）が6月に満たない場合は、単価を691,600円とする。

(1) [略]

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設であること。

(3) [略]

備考 1～4 [略]

5 就労支援型施設加算分は、次の各号のいずれにも該当する場合に加算する。

ただし、第3号の幼稚園型一時預かり事業の事務を専任する職員の配置月数（1月に満たない端数は切り上げる。）が6月に満たない場合は、単価を691,600円とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設であること。

イ 3以上の市町村から園児を受け入れていること。

ウ 一時預かり事業実施要綱（一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初等第2592号文部科学省初等中等教育局長・こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に定めるものをいう。）4(3)に規定する実施方法に基づき、幼稚園型Ⅱの事業を行っていること。

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。